

介護職員処遇改善加算とは

介護の現場で介護職員が安心して働ける場所にするために作られた制度です。

職場環境の改善を行う事業所や、介護職員のキャリアアップの仕組みを創設した事業所に対して、介護職員の賃金水準を上げる為のお金を国が支給します。処遇改善加算の制度が作られた理由は、高齢化が進むことにより、日本の介護現場で人手不足が深刻化しているということにあります。

介護職員の不足を解決するためには、現在の介護職員の定着率を上げ、介護職を目指す人を増やす必要があります。そのために、介護現場で働きやすい職場作りを促進し、介護職の賃金アップ＝『加算』という形で介護報酬に上乘せして国が支給するという制度です。

新 介護職員等特定処遇改善加算とは

国は介護人材を確保のため、既存の「介護職員処遇改善加算」にプラスして「介護職員等特定処遇改善加算」を創設し、介護職員の更なる処遇改善を向上させるとしました。

2019年の介護報酬改定により、新たに設けられた介護職員等特定処遇改善加算は、経験・技能のあるリーダー級の介護職員の処遇改善を図り、介護職員の確保と定着につなげていくことを主な目的としています。

支給対象となるのは、「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「その他の職種」です。

職場環境要件の提示		特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容
分類	職場環境要件項目	当社としての取組み内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得や研修の受講費を支援しております。
労働環境・ 処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	腰痛ベルト、電動ベッド、特浴リフト浴を導入し、介護職員の腰痛対策を行っております。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝のミーティング、月毎にケアカンファレンスを行っております。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	ミーティング等で経営理念を唱和し共有を図っております。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、個々の業務を分散し負担軽減を図っております

提供サービス内容・介護職員処遇改善加算の取得状況		令和2年4月1日からの計画	
事業所名	サービス名	現行の 処遇改善加算	特定 処遇改善加算
ホームヘルプサービスステーション さくら	訪問介護	加算 I	特定加算 II
		13.70%	4.20%
ホームヘルプサービスステーション さくらんぼ	訪問介護	加算 I	特定加算 II
		13.70%	4.20%
介護付有料老人ホーム さくら旭川	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	加算 I	特定加算 I
		8.20%	1.80%
介護付有料老人ホーム さくら南	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	加算 I	特定加算 I
		8.20%	1.80%
介護付有料老人ホーム さくら東	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	加算 I	特定加算 I
		8.20%	1.80%